

日本公認会計士協会の自主規制機能強化に向けて

平成 22 年 4 月 5 日
日本公認会計士協会

1. 要 望

職業専門家団体が自主規制機関として真に機能するには、会員に対する実質的な処分権限を有することが前提である。公認会計士資格の得喪や業務の制限に関する本会の自主規制のあり方についてはさらなる検討を求めたいが、少なくとも、法令違反の外形的事実を客観的、計数的に判定することが可能と認められる公認会計士の変更登録義務違反、当協会会則の遵守義務違反（協会会費の長期滞納、継続的専門研修（C P E）の義務不履行）に関しては、当協会が、資格審査会の議を経て登録を取り消すことが可能となるよう措置することを要望する。

2. 要望理由・背景

- (1) 職業専門家である公認会計士が組織する団体が、真の自主規制機関となるためには、自らがその会員に対する業務に関わる処分権限を有することが必要である。その際行政は、協会の自主規制の限界を補完し、制度運営の公平性・中立性・有効性を確保するため監視・監督を行うことが、最も実効的であり、効率的で適切である。
- (2) 当協会は、公認会計士法（以下、「法」という。）における強制入会制の枠組みの中で、公認会計士の「登録事務」を行うに過ぎず、公認会計士の登録抹消や業務を直接に制限する業務停止といった懲戒処分を行う権限を有していない。
現在当協会が会則に基づいて行う懲戒処分は、会員の権利の一定期間停止など団体規律を維持するためのものであり、会員が公認会計士として行う業務を制限するものではない。
- (3) 公認会計士としての変更登録義務や協会会則への遵守義務の不履行など法令遵守に疑義のある会員に対し、会員の権利を停止する等の当協会の懲戒処分だけでは制裁効果は十分ではない。法が期待する当協会の目的である会員の指導、連絡及び監督を適切に達成するためには、公認会計士の登録抹消や業務に一定の制限を課すことによって、その実効性が確保される。

- (4) 会員としての身分を付与したままにしておくことが他の会員にとって極めて不名誉であり、公認会計士制度に対する社会の信頼を損ねかねないような事案に関係した会員に対して、当協会は、現行法令の範囲内ででき得る限りの対策として、当協会からの退会を勧告する制度を創設し、また、会員権を一定期間停止する懲戒処分を科した場合には、行政に対し行政処分を請求することを併科することとした。

これらの対策は、いずれも昨年の定期総会における会則等変更により講じており、現在その実施の緒についた段階であるが、最終的には行政による処分に依らざるを得ず、また、手続き上も煩瑣で非効率なものである。

- (5) なお、他の職業専門家団体に関する法律の規定を見ると、税理士法及び社会保険労務士法において、資格登録を受けた者が、2年以上継続して所在が不明であるときには資格審査会の議決に基づいて当該登録を取り消すことができる旨が定められている。

以 上